

社会福祉法人なでしこ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なでしこ会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (手取日額)
理 事 会 出 席 報 酬	5, 0 0 0 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (手取日額)
評 議 員 会 出 席 報 酬	5, 0 0 0 円

3 交通費が発生した場合は、その実費を法人旅費領収書の提出により支払うことができる。

4 法人役員が書面又は電磁的記録により同意の意志を表示し、決議があったものとみなした場合にも報酬として以下の金額を支払うものとする。

	報 酬 (手取日額)
法人役員が書面又は電磁的記録による意思表示 決議があったものともみなした場合	3, 0 0 0 円

5 評議員が書面又は電磁的記録により同意の意志を表示し、決議があったものとみなした場合にも報酬として以下の金額を支払うものとする。

	報 酬 (手取日額)
評議員が書面又は電磁的記録による意思表示 決議があったものともみなした場合	3, 0 0 0 円

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費	報酬 (手取日額)	そ の 他
実 費	実 費	5, 0 0 0 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年10月1日より改正し、適用する。